

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	都銀懇話会、地方銀行協会、第二地方銀行協会、信金中央金庫、全国信用組合中央協会	
項目	銀行等による保険商品の販売規制の緩和			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しない。 ・販売可能な商品を制限しない。 			
関係法令	保険業法第 275 条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 92 号)により、平成 13 年 4 月より銀行等による保険商品の販売を解禁することとされている。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 127 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成 13.4.1)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2 (3) エ 】</p> <p>銀行等による保険募集の取扱い</p> <p>銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成 13 年度中に結論を得る。(一部措置、検討・結論、平成 13 年度)</p>			
(説明)	<p>住宅ローン関連の長期火災保険・信用生命保険・債務返済支援保険及び海外旅行傷害保険について、弊害防止措置を講じた上で、平成 13 年 4 月 1 日以降、銀行等による販売を解禁する予定である。また、保険商品の引受元に係るいわゆる子会社・兄弟会社限定については、信用生命保険に係るものを除き、限定を付さない予定である。</p> <p>なお、対象保険商品の更なる拡大及び信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定の取扱いについては、平成 13 年 4 月以降の実施状況をみながら、更に検討を行い、平成 13 年度中に改めて結論を得ることとする。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	都銀懇話会
項目	銀行による保険業の早期参入		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行による健全な保険会社の子会社化、兄弟会社化の早期解禁 ・ 弊害防止措置は競争制限的にならないよう必要最低限にとどめる。 		
関係法令	銀行法第 16 条の 2、第 52 条の 7 金融システム改革法附則第 104 条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行による保険会社の子会社化、兄弟会社化については、金融システム改革のための関係法律の整備に関する法律（平成 10 年法律第 107 号、平成 10 年 12 月 1 日施行）において手当されたが、平成 13 年 3 月末までの政令で定める日までは、破綻保険会社に限定。 		
中間公表資料との関係	金融庁関係 128 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成 12.10.1)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)			
<p>銀行の保険業への子会社方式等による参入については、金融システム改革のための関連法律の整備等に関する法律附則第 104 条第 3 項等の政令で定める日を定める政令（平成 12 年政令第 421 号）により、平成 12 年 10 月 1 日より解禁されたところである。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室		

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	駐日欧州委員会代表部
項目	ブローカーに対しては保険料の徴収を認めること		
意見・要望等の内容	・ブローカーが顧客に保険商品を直接販売し、報酬を目的とした正規な活動の一部として保険料を徴収することを認めること。		
関係法令	保険業法施行規則第 230 条	共管	なし
制度の概要	・保険仲立人（ブローカー）は、保険契約の締結の媒介を行う者である。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 129 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>保険仲立人（ブローカー）は、代理店と異なり、保険会社から独立した立場で顧客のために保険契約締結の媒介を行う者であり、保険会社の代理として保険料の徴収を認めることは困難である。</p> <p>なお、保険募集人であれば保険会社の委託を受けて保険料を徴収することは可能である。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室		

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	経済団体連合会、日本労働組合 総連合会、生命保険協会	
項目	保険会社の特別勘定の見直し			
意見・要望等の 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の経営破綻時の特別勘定の保全を認める。 ・ 特別勘定への有価証券での保険料の拠出を認める。 ・ 特別勘定への直接資金投入を認める。 ・ 特別勘定解約時の現物移管を認める。 			
関係法令	保険業法第 97 条、第 118 条等	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社が経営破綻した場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。 ・ 一般勘定、特別勘定とも、有価証券での保険料の拠出については、現行法令上不可とされている。 ・ 特別勘定への資金を投入する際は、一般勘定を経由することとなっている。 ・ 特別勘定を解約する際には株・債権の現物資産を現金化して移管しなければならない。 			
中間公表資料 との関係	金融庁関係 130 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 か年計画におけ る記載	<p>【 2(3)エ 】</p> <p>保険会社の特別勘定の見直し</p> <p>個人変額保険等の契約に係る責任準備金の金額に対応する財産である特別勘定の資産が、保険会社の破綻時において顧客のために保全されるよう、一般勘定と特別勘定のリスク遮断をより厳格化する等の措置について検討する。</p> <p>その検討に際しては、特別勘定で経理される財産を一般勘定へ振り替える場合、現金でなく現物資産のままできるようにすること、特別勘定へ直接保険料を投入できるようにすることについても併せて検討する。(検討、平成 13 年度以降)</p>			
(説明)	<p>特別勘定は、責任準備金の金額に対応する資産の運用のための経理区分であり、こうした性格に則した取扱いとなっているところ。</p> <p>特別勘定のあり方については、保険契約者間の公平性等の観点から、今後多面的に検討する。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	経済団体連合会、生命保険協会
項目	保険会社による不動産投信の取扱い		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投信委託業務などを認める。 ・ 保険会社による不動産投信販売が現行法上可能であることを明確にする。 		
関係法令	保険業法第 106 条、第 271 条の 6、同施行規則第 56 条の 2、第 210 の 7、事務ガイドライン 1 4 1(2)、投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条第 2 項	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投信委託業務が追加されたところ。 		
中間公表資料との関係	金融庁関係 131 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：H12.11.30)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>不動産投信委託業務については、保険業法施行規則の改正(平成 12 年 11 月 30 日施行)により、保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社の業務範囲として追加されたところである。</p> <p>なお、保険会社による不動産投信販売については、証券取引法の改正により、平成 12 年 11 月 30 日より解禁されたところである。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室		

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	経済団体連合会、生命保険協会、 日本損害保険協会、規制改革委 員会	
項目	保険会社の資産運用に関する各種比率規制の緩和			
意見・要望等の 内容	<p>保険会社の資産運用に関する各種の比率規制を緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社による資産別運用比率制限を緩和する。 ・ 保険会社の同一人に対する資産運用規制において「信託財産」(金銭の信託を含む)を除外する。 			
関係法令	保険業法第 97 条、第 97 条の 2 同施行規則第 48 条、第 48 条の 3	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社は資産毎に総資産に対する運用比率が定められている。 ・ 保険会社の同一人に対する資産運用規制について、与信規制対象に信託財産が含まれている。 			
中間公表資料 との関係	金融庁関係 132 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 か年計画におけ る記載	<p>【 2 (3) エ 】</p> <p>保険会社の資産別運用比率規制の廃止 保険会社の資産別運用比率規制については、ソルベンシーマージン(支払余力)比率の適正化などポートフォリオ全体のリスク管理を踏まえた代替する監督手法の構築を図り、平成 13 年度末までに廃止を視野に入れて見直す。(措置、平成 13 年度)</p>			
(説明)	<p>保険会社の運用原資は、多数の契約者から継続的に払い込まれた保険料であり、これを安全かつ有利に運用し、将来の保険金支払いを確実にすることが不可欠であり、保険会社の資産がリスクの過大な資産や換価が容易でない資産に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないようにする必要があること等を考慮しつつ検討する。</p>			
担当局課室名	監督局 保険課、総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	経済団体連合会、日本損害保険協会	
項目	海外のリミテッドパートナーシップを通じた国内企業株式の間接保有に関し、保険業法上の保険会社の株式保有制限(10%)の対象からの除外			
意見・要望等の内容	・海外のリミテッドパートナーシップを通じた国内企業株式の間接保有に関し、保険業法上の株式保有制限(10%)の対象から除外する。			
関係法令	保険業法第 107 条	共管	なし	
制度の概要	・子会社、関連会社を通じた実質的な他業の兼営を防止し、保険会社の財務の健全性を図ること等を目的として、保険会社が国内企業の発行済株式の 10%以上を保有することを禁止する規定を置いている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 133 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>リミテッドパートナーシップを通じた国内企業株式の間接保有の中に、株式保有制限の趣旨に合致しないものがある場合、株式保有制限の対象外とすることは問題であると考えられる。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	関西経済連合会、日本損害保険協会	
項目	保険販売に関する重要事項の書面交付等の電子化			
意見・要望等の内容	・重要事項に関する説明を電子的手段で可能なことを明確化する。			
関係法令	保険業法施行規則第 53 条第 1 項第 6 号、事務ガイドライン	共管	なし	
制度の概要	・生命保険募集人又は損害保険募集人は、保険契約者等に対し、保険契約の内容のうち重要な事項について書面の交付その他の適切な方法により説明を行うこととされている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 134 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>保険会社は、契約者に対して、契約内容のうち特に重要な事項について、十分に理解できるようにするための必要な措置を講ずることが求められているが、趣旨に合致する限りにおいて、説明手段について特段の制約を設けるものではないと考えられる。</p>				
担当局課室名	監督局 保険課、総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	生命保険協会、損害保険労働組合連合会、日本労働組合総連合会	
項目	保険会社の信託業務の実施、並びに保険会社及び保険持株会社による信託子会社の保有			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社本体での信託業務兼営を可能とする。 ・ 保険会社及び保険持株会社による信託子会社の保有を認めること。 			
関係法令	信託業法第 1 条、 保険業法第 99 条、第 106 条、第 271 条の 6	共管	なし	
制度の概要	・ 保険会社による信託業への進出方法としては、子会社銀行による信託業の兼営が認められている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 135 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>保険業の本業との機能的な親近性等の点を踏まえると、保険会社本体が信託業を行うことを認めるのは困難と考えられる。</p> <p>なお、保険持株会社の子会社の範囲については、保険業法上限定されておらず、信託銀行を子会社として保有することは可能。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	地方銀行協会、三井海上火災保険	
項目	生命保険の構成員契約規制の廃止			
意見・要望等の内容	・生命保険の構成員契約規制を廃止する。			
関係法令	保険業法第 300 条第 1 項第 9 号、同法施行規則第 234 条第 2 号、平成 10 年大蔵省告示第 238 号	共管	なし	
制度の概要	・法人である生命保険募集人又は保険仲立人が、密接な関係を有する者に対して、威迫し又は業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為をしてはならない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 136 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)エ 】 生命保険の構成員契約規制 行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。(検討、平成 13 年度)			
(説明)	構成員契約規制の在り方については、保険募集のあり方全体の観点から今後金融審議会等の場において検討する。			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	東京海上火災保険	
項目	生命保険募集人に係る制限の緩和			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険募集人について乗合代理店となるための要件を撤廃する。 ・生命保険募集人である法人代理店の代表者への個人委託禁止の規制を撤廃する。 			
関係法令	保険業法第 282 条、同施行令第 40 条、告示 228 号	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険募集人は、原則一社専属制となっている。代理店が複数の保険会社と委託契約を締結する(乗合代理店となる)場合には、一定の要件を充足しなければならない。 ・既に他の生命保険会社の委託を受けて保険募集を行う者の役員である法人の代表者が個人として生命保険募集人となることはできない。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 137 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>一社専属制の果たすべき役割については、保険契約者等の保護を図るという趣旨を踏まえつつ、保険募集のあり方全体の観点から引き続き慎重に検討する必要がある。</p>			
担当局課室名	監督局保険課、総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	東京海上火災保険	
項目	募集人単位の登録(登録・届出事項の削減)			
意見・要望等の内容	・生命保険募集人の使用人は届出制とし、かつ届出事項も必要最低限の事項とする。			
関係法令	保険業法第 276 条(損保使用人:業法第 302 条)	共管	なし	
制度の概要	・生命保険募集人は、募集人単位の登録となっている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 138 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>生命保険募集人の登録については、過去において、生命保険募集に関し適格性を満たさない者が登録の不要な募集主体として用いられる等の弊害が生じたため、全ての生命保険募集人が登録の対象となったもの。一定の登録拒否要件及び内閣総理大臣による登録取消権限などの監督権限は、保険契約者等の保護や保険募集の公正の確保のために必要であると考えられる。</p>				
担当局課室名	監督局保険課、総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	生命保険協会、日本損害保険協会	
項目	保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で行う業務の範囲拡大			
意見・要望等の内容	<p>保険会社の子会社等の営める業務として緊急アシスタンス業務を追加する。</p> <p>保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社がリース業務を行う場合の業務範囲の拡大</p> <p>保険会社の子会社等が行う「保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行」について、他の保険専門関連業務についても同一の会社で営むことを可能とする。</p>			
関係法令	保険業法第 106 条、同施行規則第 56 条の 2 保険業法第 106 条、第 271 条の 6、同施行規則 第 56 条の 2、第 210 条の 7 保険業法施行規則第 56 条の 2 第 3 項	共管	なし	
制度の概要	<p>保険会社の子会社等の営める業務として緊急アシスタンス業務は認められていない。</p> <p>保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずにリース業務を行う場合、その業務範囲が限定されている。</p> <p>保険会社の子会社等では、保険募集、損害調査、保険募集を行う者の教育、付随業務のみ同一の会社で行うことができる。</p>			
中間公表資料との関係	金融庁関係 139 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2(3)エ 】</p> <p>保険会社の子会社等の業務範囲の拡大</p> <p>保険会社の子会社の業務範囲及び保険持株会社の子会社の承認を受けずに行う業務の範囲については、以下の業務を加えることについて、保険会社グループ全体としてのリスク管理、他業禁止の今日的意義、グループ全体の経営効率化等に留意しつつ、検討を行い、平成 13 年度末までに結論を得る。</p> <p>a 投資信託販売支援業務、b リース業務（範囲拡大）、c 緊急アシスタント業務（検討、結論、平成 13 年度）</p>			
(説明)	<p>保険会社の子会社等の業務範囲については、「今後とも利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適当」との金融審議会第一部会報告(平成 12 年 12 月 21 日)の趣旨を踏まえて検討する。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	生命保険協会、日本損害保険協会	
項目	保険会社本体及び子会社・関連会社で行うことのできる金融関連業として「SPC 法に定める不動産の管理及び処分等に係わる事業もしくは業務受託」の追加			
意見・要望等の内容	・ 保険会社本体及び子会社・関連会社が金融関連業務として、SPC 法に定める不動産の管理及び処分等に係わる事業(業務受託)を手掛けられるようにする。			
関係法令	資産の流動化に関する法律第 144 条、147 条、保険業法第 99 条、同施行規則第 56 条の 2	共管	なし	
制度の概要	・ 不動産の証券化スキームにおいて、SPC が不動産の管理及び処分等に係わる業務を委託する場合、委託先が宅建業者に限られている。 ・ また、保険業法では、不動産の管理及び処分等に係わる事業は認められていない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 140 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>不動産の管理及び処分等に係わる事業(業務受託)については、その専門性の観点から宅建業免許を保有しているものを行うことが望ましく、また、保険業法上の観点からも、保険業に付随し又は関連する業務の範囲を逸脱しており、保険会社の金融関連業務として位置付けることは困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 企画課、信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	生命保険協会、日本損害保険協会、損害保険労働組合連合会、日本労働組合総連合会	
項目	保険会社本体の行う業務範囲の拡大			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力(エクセス・キャパシティー)の活用 ・ 顧客の金融資産に対する運用アドバイス業務を認める。 ・ 介護・福祉関連業務を認める。 ・ 他の金融機関の業務の代理や事務の代行を行うことを認める。 ・ 両替業務を行うことを認める。 			
関係法令	保険業法第 98 条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、保険会社本体が顧客の金融資産に対する運用アドバイス業務、介護・福祉関連業務、他の金融機関の業務の代理や事務の代行、両替業務、等を行うことはできない。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 141 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2(3)エ 】 銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し 銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高めるとされる業務(銀行・保険会社の資産運用、ファイナンスに関する助言など)を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。(検討・結論、平成 13 年度)</p>			
(説明)	<p>保険会社の業務範囲等については、「今後とも利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適当」、「銀行等が本来業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力(エクセス・キャパシティー)については、他業禁止の趣旨や本来銀行にどのような業務が求められているのかといった観点に留意しつつ、その適切な範囲での活用を認める方向で検討することが適当」との金融審議会第一部会報告(平成 12 年 12 月 21 日)の趣旨を踏まえて検討する。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	生命保険協会	
項目	保険相互会社の基金制度の見直し			
意見・要望等の内容	・ 保険会社の基金に関し、授権資本に準じた概念の導入（調達時期、調達額の決定に係る柔軟性の向上）、流通性の拡大のために必要な手当てを行う。			
関係法令	保険業法第 22 条、第 55 条、第 60 条、第 62 条	共管	なし	
制度の概要	・ 基金の募集を行うには、募集の都度社員総代会の決議による定款変更が必要である。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 142 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>基金の募集に係る社員総代会の決議による定款変更、基金の流通性の拡大等については、相互会社の社員自治の観点や、資本基盤の充実の必要性等を踏まえ、今後検討を要する。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	生命保険協会	
項目	保険業法上の履行ボンドの取扱			
意見・要望等の内容	・履行ボンドの取扱を解禁する。			
関係法令	保険業法 98 条	共管	なし	
制度の概要	・履行ボンドが保険会社の付随業務として認められるか不明確となっている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 148 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成 13 年度中)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	平成 13 年度中に、所要の措置を講ずる予定。			
担当局課室名	監督局総務課、保険課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	駐日欧州委員会代表部	
項目	保険市場への新規参入者の免許手続を合理化かつ簡素化			
意見・要望等の内容	・申請書を迅速に処理する要因を規制当局が確保することを含めて、保険市場への新規参入者の免許手続を合理化かつ簡素化する。			
関係法令	保険業法、同法施行規則	共管	なし	
制度の概要	・日本において保険業を行う場合は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。 ・その審査基準は、保険業法及び同法施行規則に規定されている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 144 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>保険業免許の審査基準は、保険契約者保護の観点から必要最小限度定められた基準である。 また、国内社、外社を問わず同一基準であり、内外無差別となっている。</p>			
担当局課室名	監督局 保険課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	日本船主協会
項目	船舶不稼働損失保険の海外付保の自由化		
意見・要望等の内容	・ 船体保険と不稼働損失保険を一体で付保する場合は、安いコストでの付保が可能であるが、不稼働損失保険については海外付保ができないため、船体保険の海外付保のメリットがほとんど生かされていない。このため日本籍船の不稼働損失保険についても、海外付保を自由化すべきである。		
関係法令	保険業法第 186 条、同法施行令第 19 条及び同法施行規則第 116 条	共管	なし
制度の概要	・ 1996年4月より、日本国籍の船体保険は海外付保が認められたが、不稼働損失保険は海外付保が認められていない。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 145 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>船体保険について海外付保を認めた措置は、ウルグアイ・ラウンド金融サービス交渉の議論を踏まえて各国間で合意された「WTO(マラケシュ)協定」に基づいて例外的に措置されたものである。</p> <p>その際、不稼働損失保険については、各国間で議論が行われておらず、我が国のみで措置を講じることは困難と考える。</p>		
担当局課室名	監督局 保険課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	日本損害保険協会
項目	保険会社の子会社等に係る業務の範囲規制の適用対象範囲の見直しに関する結論の前倒し		
意見・要望等の内容	・本件については、すでに要望として取り上げられているが、業務範囲規制の適用対象は、保険業法上の子会社・子法人までとし、関連会社は規制対象から除外する方向で、早期前倒しして結論を出すこと。		
関係法令	事務ガイドライン 1 4 1	共管	なし
制度の概要	・保険会社の子会社等には業務範囲規制が課されているが、同規制の適用対象は、事務ガイドラインで保険業法上の子会社、子法人等、関連法人等とされている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 146 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2 (3) エ 】 業務範囲規制の適用対象範囲の見直しについて 保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象がら関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて検討を行い、平成 13 年度末までに結論を得る。(検討・結論、平成 13 年度)		
(説明)	<p>保険業法の規制の根本が財務の健全性確保であることに鑑み、財務のディスクロージャーにより市場規律の働く範囲と監督当局の規制対象とを統合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止の観点から業務範囲規制を課することが必要であるとの考え方にに基づき、平成 11 年 3 月 31 日付事務ガイドラインに規定されたものである。</p> <p>保険会社の子会社等に係る業務の範囲規制の適用対象範囲の見直しについては、グループ全体としてのリスク管理という観点から実質概念を取り入れた趣旨、保険業法上の他業禁止の観点から、慎重な検討を要する。</p>		
担当局課室名	監督局 保険課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	日本損害保険協会
項目	海外に設立する子会社・関連会社業務範囲拡大		
意見・要望等の内容	・海外に設立する子会社・関連会社について、保険業法施行規則第 56 条の 2 に規定されている業務に加え、「当該国の法制に基づき当該国の保険会社及びその子会社が行うことが認められている業務」を営むことを認めていただきたい。		
関係法令	保険業法第 106 条、同法施行規則第 56 条、第 56 条の 2、事務ガイドライン 1 4 3	共管	なし
制度の概要	・日本の保険会社が海外に設立する子会社・関連会社の業務範囲については、当該国の法制にかかわらず、保険業、銀行業、証券業、従属業務、金融関連業務、新たな事業分野を開拓する業務及び持株会社に限定されている。なお、従属業務以下については省令にて業務内容が列挙されている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 147 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)			
他業に起因する異種のリスクについては、国内と海外とで違いはなく、他業禁止の観点から海外子会社等についても業務範囲規制を課すことが必要であるとの考え方に基づくもの。			
担当局課室名	監督局 保険課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	日本損害保険協会	
項目	従属業務会社収入依存度規制の海外現地法人への適用除外			
意見・要望等の内容	・ 海外現地法人については、収入依存度規制の適用除外とする。			
関係法令	保険業法第 106 条、事務ガイドライン 1 4 3	共管	なし	
制度の概要	・ 海外子会社も国内会社と同様、収入依存度規制の対象となる。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 148 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	<p>他業に起因する異種のリスクについては、国内と海外とで違いはなく、他業禁止の観点から海外子会社等についても業務範囲規制を課すことが必要であるとの考え方に基づくもの。</p>			
担当局課室名	監督局 保険課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	損害保険募集における派遣社員の活用		
意見・要望等の内容	<p>損害保険募集において派遣社員の活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ガイドラインの「損害保険代理店の使用人」の定義から「代理店と雇用関係がある者」という規定を削除する。 「損害保険会社の使用人」の解釈に派遣社員が含まれることを明確にする。 		
関係法令	保険業法第 275 条、302 条、 事務ガイドライン 3 2 (7)	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業法上、損害保険会社及び損害保険代理店の使用人は、損害保険の募集行為を行うことができるとされている。 ・但し、金融庁ガイドラインにおける、「損害保険代理店の使用人」の定義は「代理店の事務所に勤務(使用人にあつては代理店と雇用関係がある者に限る)」とあり、派遣社員は含まれていない。また、「損害保険会社の使用人」の定義は明らかでない。 		
中間公表資料との関係	金融庁関係 149 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施時期：平成 13 年 3 月 30 日)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)			
<p>平成 13 年 3 月 30 日に事務ガイドラインを改正し、「損害保険代理店の使用人」の定義から「代理店と雇用関係がある者」という規定を削除した。</p> <p>なお、個々の者が「損害保険会社の使用人」に当たるかどうかについては、当該者に対する指揮・命令権限やその行為に対する会社の使用者責任の有無等からケース・バイ・ケースで実態に即して判断されるべき問題である。</p>			
担当局課室名	監督局 保険課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	東京海上火災保険	
項目	法人紹介代理店規制			
意見・要望等の内容	法人に対する紹介代理店の設置についての規制を撤廃する。			
関係法令	事務ガイドライン 2 1(1)	共管	なし	
制度の概要	・個人紹介代理店は設置可能であるのに対し、法人紹介代理店の設置が認められていない。(事務ガイドラインにおいて、生命保険募集人の採用・委託に関して「法人等に対し、登録を行わずに代理店委託を行う等により、法令等を潜脱する行為を排除する措置が講じられているか」を規定している。その潜脱の例として「法人等に対して、紹介代理店委託を行う等により紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行うこと」をあげている。)			
中間公表資料との関係	金融庁関係 150 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>規制の関係法令とされている事務ガイドライン 2 - 1(1) の規定の趣旨は、「生命保険募集人としての登録を行わずに代理店委託を行う等により、紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行うなどして特別利益の提供を行う、あるいは無登録募集その他の法令等を潜脱する行為を排除するための措置を講ずる必要があることから規定されている」ものであり、紹介行為を行う代理店の設置そのものを規制しているものではない。</p>				
担当局課室名	監督局 保険課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	三井海上火災保険	
項目	損害保険代理店の保険募集に従事する使用人			
意見・要望等の内容	代理店と雇用関係がない派遣社員でも、金融庁に使用人として届出をすれば、損害保険募集行為が行えるようにする。			
関係法令	保険業法第 275 条、第 302 条 事務ガイドライン 3 2 (7)	共管	なし	
制度の概要	・代理店と雇用関係にない派遣社員は、損害保険募集業務に従事できない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 151 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施)時期：平成 13 年 3 月 30 日	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)	平成 13 年 3 月 30 日に事務ガイドラインを改正し、「損害保険代理店の使用人」の定義から「代理店と雇用関係がある者」という規定を削除した。			
担当局課室名	監督局 保険課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	規制改革委員会
項目	インターネット等での取引に係る社員の雇用形態の見直し		
意見・要望等の内容	・保険募集においても、派遣社員等が活用できるよう、金融庁のガイドラインを平成13年中に見直すべきである。		
関係法令	保険業法第 275 条	共管	なし
制度の概要	・保険業法第 275 条では、損害保険会社の役員若しくは使用人又は損害保険代理店の役員若しくは使用人が保険募集を行うことができ、同法第 302 条により損害保険代理店の役員又は使用人の氏名・住所を金融再生委員会に届け出ることとされている。金融庁ガイドラインにおいて、法第 302 条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、「代理店の事務所に勤務（使用人にあつては代理店と雇用関係（期間雇用を含む。）がある者に限る。）する者」とされていることから、派遣社員等が含まれていない。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 152 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施時期：平成 13 年 3 月 30 日)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)エ 】 インターネット等での取引に係る社員の雇用形態の見直し 保険募集において、派遣社員等が活用できるよう、「保険募集に従事する役員又は使用人」の解釈を示した金融庁の「事務ガイドライン」を平成 13 年中に見直す。（措置、平成 13 年中）		
(説明)	平成 13 年 3 月 30 日に事務ガイドラインを改正し、「損害保険代理店の使用人」の定義から「代理店と雇用関係がある者」という規定を削除した。		
担当局課室名	監督局 保険課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	東京海上火災保険	
項目	自己・特定契約規制			
意見・要望等の内容	・自己・特定契約規制を撤廃する。			
関係法令	保険業法第 300 条第 1 項第 5 号、同施行規則第 234 条第 1 号、事務ガイドライン 2 - 2 (3)	共管	なし	
制度の概要	・法人代理店が、自己物件及び関連企業物件(代理店自身及び代理店と密接な関係にある法人を契約者とする契約)を募集した場合、募集手数料を支払うことができない。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 153 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明)				
<p>自己・特定契約に過度に依存している代理店に対して募集手数料を支払うことについては、実質的に保険契約者に対して保険料の割引等特別の利益の提供となるおそれがある。こうした行為は、保険契約者間の公平性を害することとなるほか、不公正な競争手段による保険募集の結果、保険業の健全な発展が阻害されるおそれがあるため、規制を撤廃することは困難である。</p>				
担当局課室名	監督局 保険課			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	東京海上火災保険
項目	認可申請に対する審査基準の透明性の確保		
意見・要望等の内容	・本基準を改めて「ネガティブリスト化」し明確にする。		
関係法令	保険業法施行規則第 11 条	共管	
制度の概要	認可申請に対する審査基準は保険業法第 5 条に基づき、保険業法施行規則第 11 条および第 12 条に定められている。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 154 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2(3)エ 】</p> <p>企業分野の保険に係る事前届出制の在り方 企業分野の保険商品に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者保護の観点を踏まえつつ、平成 13 年度中に必要な措置を講ずる。(措置、平成 13 年度)</p>		
(説明)	<p>保険商品に係る審査基準については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者等の保護の観点を踏まえつつ、その一層の透明化・明確化を図るための所要の措置につき検討中である。</p>		
担当局課室名	監督局 保険課審査室		

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	生命保険協会	
項目	特別勘定付加対象商品の拡大			
意見・要望等の内容	特別勘定を付加できる契約を他の保険商品（例えば、適格退職年金契約以外の新企業年金保険や拠出型企業年金保険）にも拡大できるようにする。			
関係法令	保険業法第 118 条 同施行規則第 74 条	共管	なし	
制度の概要	現行では、保険業法施行規則第 74 条により、特別勘定を付加できる契約として、 変額保険 新企業年金保険（適格退職年金契約） 厚生年金基金保険 国民年金基金保険 に限られている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 155 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)エ 】 特別勘定付加商品の拡大 生命保険の特別勘定付加商品の拡大について、運用結果に対する契約者の自己責任の問題等に留意しつつ検討を行い、平成 13 年度末までに結論を得る。(検討・結論、平成 13 年度)			
(説明)	特別勘定を付加できる契約については、運用を委託する者とその運用結果を受ける者（保険金受取人、年金受給者）が同一であるか、又、運用結果に対する契約者の自己責任をどのように問えるか等を勘案し、検討する。			
担当局課室名	監督局 保険課 審査室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	損害保険労働組合連合会	
項目	保険業法における業務の代理、事務代行の範囲の見直し			
意見・要望等の内容	・ 保険業法における業務の代理・事務代行の範囲の拡大が、アウトソーシングの進展に伴うグループ経営効率化、より効率的なクロスマーケティングの実現を通じて消費者の利益に資すると考えられることから、早期に実施する必要がある。ただし、事業の健全性のチェックをより幅広い視点で強化することも同時に求められる。			
関係法令	保険業法第 97 条、同施行規則第 51 条	共管	なし	
制度の概要	・ 業務の代理、事務の代行については、保険業法施行規則第 51 条に規定されている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 156 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成 12 年 8 月)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし			
(説明) 代理・代行の対象となる業務又は事務を規定した保険業法施行規則第 51 条について、平成 12 年 8 月に解釈を明確化することにより措置済み。				
担当局課室名	監督局			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会、生命保険協会、損害保険労働組合連合会	
項目	インターネットによる保険販売に係る認可基準の新設			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる保険販売に係る事業方法書の認可基準は、個々の商品毎ではなく、包括的に定められるべきである。その認可基準については、保険契約者等の保護に留意し、販売、勧誘時の説明・情報提供ならびに保険業法に規定される説明義務のルールが、その他の取引と同様に適用されること 顧客の本人性・属性の把握等についても、保険契約に係るモラルリスクの排除・抑制をはかる観点から、その実効性を確保することが定められるべきである。 ・なお、その基準の検討に際しては、インターネット取引の健全な発展を阻害しないよう過度な規制を行わないことに留意し、また、重要事項等についての書面交付等適切な方法による説明の確保が必要であるとの生命保険の特殊性を踏まえること。 			
関係法令	保険業法第5条、保険業法施行規則第8条、第11条、第12条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保険業法施行規則第8条の規定により、保険契約の締結の手續に関する事項は事業方法書の記載事項である。 ・このため、インターネットによる保険契約の締結（保険販売）の手續きについて、認可を受ける必要があるが、現在認可基準が示されていない。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 157 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【 2(3)エ 】</p> <p>インターネットによる保険販売に係る事業方法書の認可基準の明確化 平成13年度中に、インターネットによる保険販売の方法に係る内閣総理大臣の認可基準を明確化する。(措置、平成13年中)</p>			
(説明)	<p>インターネットによる保険販売に係る認可基準の新設については、契約者等の保護及び審査基準の明確化を図る観点から、所要の措置につき検討中である。</p>			
担当局課室名	監督局 保険課 審査室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	生命保険協会
項目	ソルベンシーマージン基準の見直し		
意見・要望等の内容	・外国法人、国内法人の別にかかわらず、わが国において上場されている株式の含み益を算出対象とする。		
関係法令	平成 11 年 4 月 28 日金監第 1288 号	共管	なし
制度の概要	・金融監督庁作成の保険会社のソルベンシーマージン算出要領において、株式含み益とは「国内の法人の発行する株式であって上場されているもの」とされており、外国法人の発行する株式の含み益は、わが国において上場されていてもソルベンシーマージン(分子)に算入することができない。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 158 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進 3 年計画における記載	記載なし		
(説明)	<p>時価会計の導入に伴い、会計上時価評価の対象となる有価証券については、発行体が国内法人であるか外国法人であるかにかかわらず評価損益をソルベンシー・マージン(分子)に算入することを検討する。</p>		
担当局課室名	監督局 保険課		

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	生命保険協会、日本損害保険協会、損害保険労働組合連合会、規制改革委員会、経済団体連合会、日本労働組合総連合会駐日欧州委員会代表部	
項目	保険商品及び料率の届出制の拡大			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険商品及び料率の届出制の拡大 ・ 処理期間を 90 日から 30 日に短縮する。 ・ 保険業法にいう保険商品の届出を行政手続法にいう届出とするとともに、商品認可及び届出に係る処分を行う場合には、処分の内容及びその理由を書面にて提出することを義務付ける。 ・ 将来的には、ソルベンシーマージン及び保険業の国際基準に準ずる全般的な財務の安定性に基づいた規制システムに移行する。 			
関係法令	保険業法第 123 条～125 条、同施行規則第 83 条、第 246 条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険商品は、企業分野商品については原則届出制となっている。 ・ 保険業法にいう保険商品の届出には、行政機関が届出内容を事前に審査し届出内容の変更・撤回を命じることのできる事前審査権が付されている。 ・ 保険商品の届出に係る効力開始は 90 日と定められている。 ・ 保険商品の認可に係る不利益処分、あるいは届出を拒否する場合、行政側にはその内容及び理由を書面で提示する義務はない。 			
中間公表資料との関係	金融庁関係 159 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	<p>【 2(3)エ 】 保険商品の原則届出制への移行 平成 13 年度中に、企業や年金基金に対する保険に加えて、家計向け保険についても、早期の原則届出制への移行に向けて、検討し結論を得る。(結論、平成 13 年度) また、保険商品の審査期間の一層の短縮について、引き続き努力する。(13 年度以降逐次実施)</p>			
(説明)	<p>企業分野商品については、平成 11 年 8 月に原則届出制に移行しているところであるが、未だ届出対象となっていないものについても、保険契約者等の保護の観点も踏まえ、検討しているところである。</p> <p>ソルベンシー・マージンや資産要件に基づく監督は重要な一手法であるが、一方で上記のような理由から、原則認可制を含む一定の規制は維持する必要がある。</p> <p>なお、許可及び届出制について行政機関が処分を行う場合には、行政手続法に基づいて、理由を提示することとしている。</p>			
担当局課室名	監督局 保険課、総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	7 金融・証券・保険関係 (3) 保険	意見・要望提出者	日本損害保険協会	
項目	保険会社の外貨建債務の取入れに関する規制の早期廃止			
意見・要望等の内容	・外貨建債務取入れの目的制限と取入れ時の円転指定に係る規制を早期に廃止すべく実施時期を明確にする。			
関係法令	事務ガイドライン 1 3 5(9)	共管	なし	
制度の概要	・保険会社の資産運用における資金調達の外貨建て債務の取入れについて、円転が規制されている。			
中間公表資料との関係	金融庁関係 160 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：13 年度中)	検討中	措置困難	その他
規制改革推進 3 年計画における記載	【 2(3)エ 】 保険会社の外貨調達原則自由化 保険会社の保有資産全体での効率的運用を促進する観点から、保険会社のリスク管理の進展を踏まえつつ、外貨調達に関する規制を廃止する。(措置、平成 13 年度)			
(説明)	保険会社のリスク管理の進展を踏まえつつ、13 年度中に整備する。			
担当局課室名	監督局 保険課			